



平成28年5月17日

福島県知事 殿

住所 南相馬市原町区大町三丁目30番地

氏名 株式会社南相馬サステナジー

代表取締役 佐々木幸一



(仮称)野馬追の里風力発電事業の事業廃止について (通知)

平成25年7月1日付けで福島県環境影響評価条例(平成10年12月22日福島県条例第64号)附則第6項4号に規定する同条例適用除外事業と認められていた下記1の事業について、下記2の理由により本日付けで事業廃止とすることといたしましたので、その旨お知らせいたします。

なお、上記の条例適用除外を認められた事業者は、平成26年8月1日に「南相馬風力発電株式会社」から「株式会社南相馬サステナジー」に商号変更しておりますことを申し添えます。

記

1 対象事業の概要

- | | |
|--------------|--|
| (1) 対象事業の名称 | (仮称)野馬追の里風力発電事業 |
| (2) 事業者の名称 | 株式会社南相馬サステナジー |
| (3) 対象事業の種類 | 風力発電所設置事業 |
| (4) 対象事業の規模 | 発電出力(発電端)9,400kW
(2,350kW級発電機を4基設置) |
| (5) 対象事業実施区域 | 南相馬市原町区 |

2 事業廃止の理由

諸般の事情により、当該計画の実現が困難になったため。

以上